

## 政治家の寄附は禁止 有権者が求めることも 禁止されています

年末年始は何かと贈り物や祝い事をする機会の多いシーズンですが、政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。

①～④および⑥の項目によって処罰されると公民権停止(※)の対象となります。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

(※)選挙への立候補、選挙での投票、選挙運動への参加などが禁止されること。

◆政治家と有権者のクリーンな関係を保ち、お金のかららない選挙を実現するために寄附禁止のルールを守りましょう

### ①政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず罰則をもって禁止されています。

また、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

※政党その他の政治団体や親族に対するものおよび政治教育

集会に関する必要やむを得ない実費の補償は、禁止の対象から除かれます。政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象です。

※政治家本人がみずから出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典は違法ですが、罰則の対象からは除かれています。(選挙に關してなされた場合や、通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。)

### ②政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは、政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

### ③政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役員や構成員である団体や会社が、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をしたりすることは禁止されており、選挙に關して寄附をすると処罰されます。

※政党その他の政治団体またはその支部に対するものは除かれます。

### ④後援団体の寄附の禁止

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、花輪・供花・香典・祝儀や、これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行われる行事や事業に関する寄附以外の寄附をしたりすると、その時期や名義のいかんに関わらず処罰されます。

### ⑤年賀状などのあいさつ状の禁止

政治家は、選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状・暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。

### ⑥あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が選挙区内にある者に対して、主としてあいさつを目的とする有料広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどに出すと処罰されます。政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫し求めると処罰されます。

問合せ先

高浜市選挙管理委員会事務局  
(団行政グループ内)

☎ 52-1111 (内線 328・351)



## うちの子カワイイ!を広報にのせませんか? 赤ちゃんの写真を 募集します

対象 市内在住でおおむね1歳までのお子さん

掲載場所 「広報たかはま」の各種相談(1日号)、保健ガイド(15日号)、そのほか各種記事で使用させていただく場合があります。

応募方法 Eメールに①お子さんの名前とふりがな②性別③住所④電話番号⑤保護者の名前を記入のうえ、写真データを添付して応募  
※携帯電話で撮影した写真は不可  
※随時受付



池田律樹くん  
(湯山町)

問合せ先 団総合政策グループ  
☎ 52-1111 (内線 366)  
Eメール: seisaku@city.takahama.lg.jp



## 衣浦定住自立圏市民活動情報サイト がりや衣浦つながるねッ

高浜市・刈谷市・知立市・東浦町が連携し、市民活動団体の活動内容・イベント・ボランティアに関する情報を発信中!

ホームページアドレス

<http://tsunagaru.genki365.net/>



問合せ先 団総合政策グループ  
☎ 52-1111 (内線 339)